- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(单位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	319, 924	342, 394	309, 270	324, 037	663, 284
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	6, 728	6, 355	6, 305	6, 225	0
質土		I —							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
o		等	計						
算									
定									
範				合 計 (1)	326, 652	348, 749	315, 575	330, 262	663, 284
囲				標準財政規模	8, 768, 098	8, 902, 589	8, 886, 693	9, 023, 856	9, 000, 882
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(3. 72%)	(3. 91%)	(3. 55%)	(3. 65%)	(7. 36%)
_		F		営事業会計:除く公営企業)	平成22年度		平成24年度		平成26年度
		\vdash	式可有(公	国民健康保険事業特別会計		平成23年度 0	平成24年度 ()	平成25年度	十八∠0千년
				老人保健特別会計	0	0	0	0	0
			A =1 A=	で	▲ 10, 548	<u> </u>	8, 703	41, 682	78, 501
		一般	会計等以	後期高齢者医療特別会計	10, 348	12, 829	16, 913	14, 598	17, 307
		外の	特別会計 ち公営企		10, 793	12, 629	10, 913	14, 590	17, 307
	連		係る特別						
	結結		以外の会						
	実	計"	2011 00 22						
	質								
	質赤								
_	字比	<u> </u>					A = 0 = 4/		
	比率	-	∆ ÷	計名(公営企業会計)	平成22年度		では で成24年度		亚弗26年中
	の		工 工	下水道事業会計	平成22年度 480.928	平成23年度 560, 324	千成24年度 627, 434	平成23年度 706,001	平成26年度 760,074
					400, 920	300, 324	027, 434	700, 001	700, 074
.47	算定範囲	١							
負	範	法 適	宅地造成						
立	囲	月月	事業以外						
足		企							
比		業							
資金不足比率の			宅地造成						
			事業						
算									
正									
算定範囲									
		法	宅地造成						
会			事業以外						
会 計 別		適							
別		用							
		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш									
				A =1 (a)	007.005	000 074	000 005	1 000 510	1 510 100
		<u> </u>		合計 (2)	807, 825		968, 625		1, 519, 166
			A -	標準財政規模	8, 768, 098	8, 902, 589	8, 886, 693	9, 023, 856	9, 000, 882
				実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(9. 21%)	(10. 22%)	(10. 89%)	(12. 10%)	(16. 87%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(单位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	382, 387	374, 178	345, 827	389, 995	285, 217
実									
質土		I —							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
o		等	計						
算									
定									
範			í	合 計 (1)	382, 387	374, 178	345, 827	389, 995	285, 217
囲				標準財政規模	6, 871, 543	6, 896, 910	6, 942, 756	7, 052, 617	7, 010, 053
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(5. 56%)	(5. 42%)	(4. 98%)	(5. 52%)	(4. 06%)
					平成22年度			平成25年度	平成26年度
		\vdash	太可有(公	<u>宮事未会計:除く公呂正未)</u> 字美町国民健康保険特別会計	平成22年度 ▲ 86,715	平成23年度 ▲ 91,827	平成24年度 ▲ 121,619	平成25年度 ▲ 115.194	平成20年度 ▲ 147,163
				宇美町老人保健特別会計	0	91,027	A 121, 019	115, 194	4 147, 103
		_ ـ		宇美町後期高齢者医療特別会計	4, 472	5, 622	9, 257	11, 288	12, 819
		一般	会計等以	十美叫 该期间即任 医原付加云部	4, 472	5, 022	9, 207	11, 200	12, 019
		外の	特別会計 ち公営企						
	連	撃に	係る特別						
	結		以外の会						
	実	計							
	質赤								
	赤								
	字比					3/2	7ATD 514	- #E	
	 率	-	۵	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	金不足・剰気	下観 平成25年度	平成26年度
	かの			宇美町上水道事業会計	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	千成23千長 568, 342	<u> </u>	十成25千長 393,858	十成20千度 353,026
				于关州工小但于宋云川	030, 330	300, 342	322, 320	393, 030	333, 020
:/27	算定範囲	١							
負	範	法 適	宅地造成						
立	进	用用	事業以外						
足		企							
比		業							
資金不足比率の			宅地造成						
			事業						
算定範囲				宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	30, 410	14, 256	32, 322	18, 905	17, 139
正笠					23, 110	, 200	52, 522	,	, 100
甲									
		法	宅地造成						
会			事業以外						
計		適							
会 計 別		用							
[企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш									
				소 된 (2)	001 000	070 571	700 215	600 050	E01 000
		<u> </u>	ī	合 <u>計(2)</u> 標準財政規模	981, 090 6, 871, 543		788, 315 6, 942, 756	698, 852 7, 052, 617	521, 038 7, 010, 053
			*士 4十		0, 6/1, 543	0, 090, 910	0, 942, 750	7, 002, 617	7, 010, 053
				実質赤字比率(%)					
				(黒字の比率(%))	(14. 27%)	(12. 62%)	(11. 35%)	(9. 90%)	(7. 43%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					I		実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	252, 427	480, 356	271, 351	319, 856	319, 708
実				1012-101	,	,	ŕ	ŕ	,
質土		_							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		註	る特別会						
の		等	ā†						
算									
定範					252 427	100.050	071 051	242.252	212 722
囲			1	合計 (1)	252, 427	480, 356	271, 351	319, 856	319, 708
			-	標準財政規模	6, 411, 417	6, 368, 057	6, 343, 516	6, 462, 007	6, 420, 556
				質赤字比率(%)			<u> </u>		<u> </u>
				(黒字の比率(%))	(3. 93%)	(7. 54%)	(4. 27%)	(4. 94%)	(4. 97%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				国民健康保険特別会計	▲ 68, 296	▲ 47, 652	▲ 79, 070		▲ 84, 846
		1		老人保健特別会計	976	-	_	_	_
		一般	会計等以	後期高齢者医療特別会計	13, 821	5, 631	1, 976	1, 300	1, 015
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	美に	:係る特別 ·以外の会						
	結実	計	以かい云						
	質	"'							
	赤								
	実質赤字比	\vdash							
	比		Δ:	51.5 (八兴人来入三)	≖÷oo≠≠		金不足・剰気		亚 + 0 0 左 由
	率の		会 会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度			平成26年度
				水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	740, 231	727, 024	703, 555	693, 888	648, 134 135, 828
:/27	算定範囲	١			_				130, 020
負	範	法 適	宅地造成 事業以外						
不	进	用用	事 票以外						
定		企							
比		業							
資金不足比率の		1	宅地造成						
		L	事業						
算定範囲				流域関連公共下水道事業特別会計	5, 758	8, 885	151, 498	150, 693	_
範		1							
囲		1							
		法	宅地造成						
会 計		非	事業以外						
別		適用							
(1)		用							
		業	 						
		1	宅地造成						
			事業						
		1							
			•						
		<u> </u>		合 計 (2)	944, 917		1, 049, 310		1, 019, 839
				標準財政規模	6, 411, 417	6, 368, 057	6, 343, 516	6, 462, 007	6, 420, 556
				実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(14. 73%)	(18. 43%)	(16. 54%)	(15. 67%)	(15. 88%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位·千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	680, 415	741, 672	570, 436	509, 245	491, 500
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	12, 553	15, 095	14, 356	13, 730	13, 385
質赤		 –		公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の質		۳.	PI						
定									
範			٠	合 計 (1)	692, 968	756, 767	584, 792	522, 975	504, 885
囲					7, 501, 407	7, 734, 435	7, 800, 876	7, 933, 504	8, 005, 996
			実	質赤字比率(%)	_		_		_
				(黒字の比率(%))	(9. 23%)	(9. 78%)	(7. 49%)	(6. 59%)	(6. 30%)
_				営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
			女川 17 (公	国民健康保険特別会計	平成22年度 ▲ 172,129	平成23年度 ▲ 36,385	平成24年度 ▲ 110,697	平成25年度 ▲ 179,854	平成20年度 ▲ 33,792
		1		後期高齢者医療特別会計	16, 687	17, 663	21, 068	20, 495	23, 881
		<u>ao</u>	会計等以	老人保健特別会計	0	-	-		
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連		係る特別						
	結実	計	・以外の会						
	実質	"'							
	赤								
	赤字比					26	金不足・剰労	<u> </u>	
	率				平成22年度		<u> </u>		平成26年度
	の								
	の			水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952 —	2, 409, 219 60, 773			2, 252, 590 460, 011
	の	法		水道事業会計		2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
		法適	宅地造成	水道事業会計		2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
	の	適用		水道事業会計		2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
	の	適用企	宅地造成	水道事業会計		2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
	の	適用	宅地造成 事業以外	水道事業会計		2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の	の	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計		2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の	の	適用企	宅地造成 事業以外	水道事業会計		2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の	の	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
	の	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(の	適用企業	宅事業 宅地 造	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(の	適用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適	宅事業 宅地 造	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(の	適用企業 法非適用企	宅事業 宅地 造	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適	宅事業 宅地 造	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適用企	宅事業 宅地 造	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計	2, 378, 952	2, 409, 219	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电票 地業 地業 地業 地業	下水道事業特別会計	2, 378, 952	2, 409, 219 60, 773	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590 460, 011
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电票 地業 地業 地業 地業	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計 下水道事業特別会計	2, 378, 952 	2, 409, 219 60, 773	2, 244, 794 318, 513	2, 316, 962 389, 272	2, 252, 590 460, 011
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計 下水道事業特別会計 合計 (2) 標準財政規模	2, 378, 952	2, 409, 219 60, 773	2, 244, 794	2, 316, 962	2, 252, 590 460, 011
資金不足比率の算定範囲(会計	の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电 地業 地業 地業 地業 地業 地業 地業 地業	水道事業会計 流域関連公共下水道事業会計 下水道事業特別会計	2, 378, 952 	2, 409, 219 60, 773	2, 244, 794 318, 513	2, 316, 962 389, 272	2, 252, 590 460, 011

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

33

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位·千円)

							実質収支額	i	(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	169, 838	207, 335	168, 914	257, 161	321, 122
実				10.12.1111			·	,	
質		 							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定範									
車			•	合 計 (1)	169, 838	207, 335	168, 914	257, 161	321, 122
<u> </u>				標準財政規模	5, 085, 486	5, 184, 867	5, 223, 795	5, 360, 113	5, 402, 597
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(3. 33%)	(3. 99%)	(3. 23%)	(4. 79%)	(5. 94%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				国民健康保険特別会計	5, 516	3, 292	6, 250	4, 449	4, 467
				老人保健特別会計	0		_		_
		<u>\$0</u>	会計等以	後期高齢者医療特別会計	9, 003	9, 162	12, 151	13, 010	13, 081
			特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	美	計							
	貝击								
	実質赤字比								
	比					資	【金不足・剰タ		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
	の質			水道事業会計	232, 764	263, 258	286, 122	271, 091	305, 423
	异宁								
資	算定範囲	法	字地浩成						
金	囲	適用	宅地造成 事業以外						
否		用							
正比		企業							
資金不足比率の		_ *	습파유구						
က်			宅地造成 事業						
		\vdash	チ不	公共下水道事業特別会計	4, 505	6, 401	7, 464	6, 963	6, 751
算定範囲				農業集落排水事業特別会計	1, 805	3, 091	4, 598	5, 802	3, 194
配田				WAS TO SELECT THE PROPERTY OF THE PARTY OF T	1,000	0, 001	1, 330	0, 332	-0, 104
一		注	宅地造成						
会		法 非	事業以外						
会 計		適							
別		用							
		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш									
				合 計 (2)	423, 431	492, 539	485, 499	558, 476	654, 038
				□ □ (~/ 標準財政規模	5, 085, 486		5, 223, 795	5, 360, 113	5, 402, 597
			連結	実質赤字比率(%)	-			_	_
				(黒字の比率(%))	(8. 32%)	(9. 49%)	(9. 29%)	(10. 41%)	(12. 10%)
					(0.02/0)	(J. 45/0)	(J. ZJ N)	(10.41/0/	(12. 10/0)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	_	
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
r÷.				一般会計	361, 593	319, 841	349, 598	275, 719	387, 875
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	30	62	110	9	8
赤		 –		相島診療所事業特別会計	1, 733	1, 614	3, 233	3, 042	5, 854
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定範						221 - 12			
囲			•	合 計 (1)	363, 356	321, 517	352, 941	278, 770	393, 737
				標準財政規模	5, 147, 949	5, 307, 783	5, 437, 872	5, 603, 802	5, 714, 097
				質赤字比率(%)					
				(黒字の比率(%))	(7. 05%)	(6. 05%)	(6. 49%)	(4. 97%)	(6. 89%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				国民健康保険特別会計	138, 778	230, 391	87, 720	74, 482	21, 737
				後期高齢者医療特別会計	3, 135	2, 191	1, 537	12, 896	8, 993
		一般	会計等以	老人保健特別会計	1, 052	_	_	_	_
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連		係る特別						
	結束	計	以外の会						
	哲	"'							
	実質赤								
_	字								
	比						金不足・剰余		
	率		会	十名 (公営企業会計)		平成23年度		平成25年度	平成26年度
	の算			水道事業会計	320, 809	394, 337	494, 017	620, 554	682, 359
	定								
資	定範	法	宅地造成						
金	囲	適用	事業以外						
모		企							
資金不足比		業							
率			宅地造成						
の			事業						
算 定 範				簡易水道事業特別会計	882	1, 603	754	746	734
在				渡船事業特別会計	11, 380	6, 152	6, 140	4, 036	11, 757
囲				公共下水道事業特別会計	1, 762	18, 366	46, 183	45, 869	55, 464
$\overline{}$		法	宅地造成	相島漁業集落環境整備事業特別会計	193	850	394	1, 103	601
会 計		非	宅地造成 事業以外						
計		通							
別		用							
		用企業							
		*							
			宅地造成						
			事業						
ш		<u> </u>							
			•	合 計 (2)	841, 347	975, 407	989, 686	1, 038, 456	1, 175, 382
				標準財政規模	5, 147, 949	5, 307, 783	5, 437, 872	5, 603, 802	5, 714, 097
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(16. 34%)	(18. 37%)	(18. 19%)	(18. 53%)	(20. 56%)
				(m,)	(10.07/0/	(10.01/0/	(10.10/0/	(10.00/0/	\20.00/0/

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(单位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
حثي				一般会計	201, 766	154, 977	191, 456	152, 885	182, 275
実質									
赤		 –							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会						
の		7	計						
算									
定範					204 700	454.077	101 150	450.005	100.075
囲				合 計 (1)	201, 766	154, 977	191, 456	152, 885	182, 275
2.1				標準財政規模	2, 678, 732	2, 690, 192	2, 707, 215	2, 743, 134	2, 735, 332
				質赤字比率(%)		_		_	_
				(黒字の比率(%))	(7. 53%)	(5. 76%)	(7. 07%)	(5. 57%)	(6. 66%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
				国民健康保険特別会計	76, 180	57, 878	8, 383	54, 020	53, 341
				後期高齢者医療特別会計	4, 024	4, 060	4, 967	4, 404	4, 763
		一般	会計等以	老人保健特別会計	0	1	-	-	_
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実	計							
	質赤								
	字比	<u> </u>			<u> </u>				
	比						金不足・剰気		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度			平成26年度
	の質			水道事業会計	281, 647	285, 826	298, 198	319, 557	334, 983
	算定範囲								
資	範	法	宅地造成						
金	囲	適	事業以外						
皇		用企							
H.		業							
資金不足比率の			宅地造成						
			七地坦队 事業						
算定範囲				下水道事業特別会計	9, 270	23, 951	27, 227	13, 280	6, 007
疋					5, 210	20, 001		10, 200	3, 007
甲甲									
_		法	宅地造成						
숲		非	事業以外						
会計別)		適							
別		用							
		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш									
				合 計 (2)	572, 887	526, 692	530, 231	544, 146	581, 369
				□ □ □ (⊆ / □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	2, 678, 732		2, 707, 215	2, 743, 134	2, 735, 332
				実質赤字比率(%)					
				(黒字の比率(%))	(21. 38%)	(19. 57%)	(19. 58%)	(19. 83%)	(21. 25%)
					(21.00%)	(10.01/0)	(19. 00/0)	(19.00/0/	(ZI. ZJ/0)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				一般会計	531, 962	606, 249	629, 054	746, 973	851, 623
実				住宅新築資金等貸付事業	2, 330	3, 197	1, 819	51	433
質土		_							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会						
の		7	計						
算定									
範				合 計 (1)	534, 292	609, 446	630, 873	747, 024	852, 056
囲				<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	7, 987, 444	7, 983, 165	8, 032, 912	8, 201, 164	8, 221, 633
			宝	質赤字比率(%)	—	-	—	-	—
				(黒字の比率(%))	(6. 68%)	(7. 63%)	(7. 85%)	(9. 10%)	(10. 36%)
		_							
		<u> </u>	云訂名(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険事業	平成22年度 ▲ 162,401	平成23年度 ▲ 205,564	平成24年度 ▲ 231,186	平成25年度 ▲ 216,399	平成26年度 ▲ 1,986
				老人保健医療事業	0			210, 399	1, 960
			人社生N	後期高齢者医療事業	13, 404	3, 461	22, 368	23, 572	26, 670
			会計等以 特別会計	介護保険事業(保険事業勘定)	17, 016	10, 398	22, 487	27, 520	64, 101
		のう	ち公営企	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	279	478	2, 118	1, 522	1, 166
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
		計							
	未								
	質赤字比								
			Λ.=		T-500 /		金不足・剰余		T-*00
	率の	-	安 安	計名(公営企業会計) 水道事業	平成22年度 1,025,156	平成23年度 1,090,137	平成24年度 1,166,800	平成25年度 1,212,721	平成26年度 1,195,285
	算			流域関連公共下水道事業	164, 969	268, 938	458, 497	435, 566	493, 771
	定範	2+		/// // // // // // // // // // // // //	104, 303	200, 300	400, 407	+00, 000	430, 771
咨									
資 金	配田	一通	宅地造成						
資 金 不	亜囲	法適用	宅地造成 事業以外						
資金不足	井	用企							
金不足比	即用	用	事業以外						
金不足比	里	用企	事業以外 宅地造成						
金不足比率の	肥	用企	事業以外						
金不足比率の	里	用企	事業以外 宅地造成						
金不足比率の	即	用企	事業以外 宅地造成						
金不足比率の算定範囲(把	用企業	事業以外 宅地造成						
金不足比率の算定範囲(电	用企業法非	事業以外 宅地造成 事業						
金不足比率の算定範囲(电	用企業 法非適	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成						
金不足比率の	电	用企業 法非適	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成						
金不足比率の算定範囲(彰囲	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成						
金不足比率の算定範囲(■ ■	用企業 法非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外						
金不足比率の算定範囲(単囲	用企業法非適用企	事業以外 成 定事 电地类 近级外 成成 成外 成成 成外						
金不足比率の算定範囲(軋囲	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外						
金不足比率の算定範囲(軋囲	用企業法非適用企	事業以外 定事 地業 造以 成成 成成外 成成 が が よ は は は は は は は は は は は は は は は は は						
金不足比率の算定範囲(軋囲	用企業法非適用企	事業以外 定事 地業 造以 成成 成成外 成成 が が よ は は は は は は は は は は は は は は は は は		1, 592, 715		2,071,957	2, 231, 526	2, 631, 063
金不足比率の算定範囲(軋囲	用企業法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	標準財政規模	1, 592, 715 7, 987, 444		2, 071, 957 8, 032, 912	2, 231, 526 8, 201, 164	2, 631, 063 8, 221, 633
金不足比率の算定範囲(軋囲	用企業法非適用企	事業 2字						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位・千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
				一般会計	251, 216	212, 446	188, 139	201, 839	208, 302
実質				給食センター特別会計	6, 879	3, 148	3, 219	3, 009	2, 084
表		 							
赤字		般	一般会計						
比		会計	等に属す						
率		等	る特別会 計						
の質		T	A I						
算定									
範				合 計 (1)	258, 095	215, 594	191, 358	204, 848	210, 386
囲				標準財政規模	3, 674, 156	3, 594, 913	3, 636, 909	3, 687, 346	3, 617, 221
			実	質赤字比率(%)	_	_	_		
				(黒字の比率(%))	(7. 02%)	(5. 99%)	(5. 26%)	(5. 55%)	(5. 81%)
_		F		営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		-	本町石(本	国民健康保険特別会計	110,851	十成23千長 27,758	46,929	千成25千度 71,880	千成20千层 70, 918
				後期高齢者医療特別会計	5, 551	6, 996	4, 609	5, 339	6, 265
		<u>á</u> 0	会計等以	老人保健特別会計	1, 215	-		-	-
		外の	特別会計	訪問看護特別会計	5, 404	6, 359	8, 928	9, 936	12, 899
		のう	ち公営企						
	連		係る特別						
	結束	会計計	以外の会						
	実質	ĀΙ							
	赤								
	字				<u> </u>	1/4	. A = 0 = 4/4		
	比率	-	<u> </u>	計名(公営企業会計)	平成22年度		では で成24年度		平成26年度
	の	-	A	下水道事業会計	249, 034	1,0,25年度 340,664	404, 713	420, 695	436, 173
	算			病院事業会計	3, 043, 688	3, 125, 236	3, 220, 844	3, 162, 087	3, 239, 609
資	定範	法	宅地造成	モーターボート競走事業会計	654, 938	1, 615, 621	2, 864, 793	3, 654, 799	3, 552, 240
金	囲	法適用	^{七地坦成} 事業以外						
11			T-20-20-1						
示		1 💢							
不足比		企							
不足比率		企業	空轴连击						
資金不足比率の		企	宅地造成事業						
		企	宅地造成 事業	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
		企		国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
		企	事業	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(企業 法	事業 宅地造成	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(企業法非	事業	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(会計		企業法非適	事業 宅地造成	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(企業 法非適用	事業 宅地造成	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(会計		企業法非適	事業 宅地造成	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(会計		企業 法非適用企	事業 宅地造成 事業以外	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(会計		企業 法非適用企	事業 宅地造成	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(会計		企業 法非適用企	事業 宅地造成外 宅地造成	国民宿舎特別会計	656	12, 382	11, 554	3, 744	8, 340
算定範囲(会計		企業 法非適用企	事業 宅地造成外 宅地造成 宅地造成						
算定範囲(会計		企業 法非適用企	事業 宅地造成外 宅地造成 宅地造成	合 計 (2)	4, 329, 432	5, 350, 610	6, 753, 728	7, 533, 328	7, 536, 830
算定範囲(会計		企業 法非適用企	事業 宅地造成成外 宅地造成 事業	合 計 (2) 標準財政規模					
算定範囲(会計		企業 法非適用企	事業 宅地 進成外 成	合 計 (2)	4, 329, 432	5, 350, 610	6, 753, 728	7, 533, 328	7, 536, 830

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	259, 389	411, 865	534, 476	423, 616	253, 362
実				地域下水道事業特別会計	11, 978	12, 030	11, 397	10, 360	9, 285
質		l _		o a rance i marianear	11,010	12,000	11,001	10,000	0, 200
赤		般	一般会計						
子比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			1	合 計 (1)	271, 367	423, 895	545, 873	433, 976	262, 647
囲				標準財政規模	5, 670, 345	5, 624, 186	5, 610, 953	5, 683, 472	5, 681, 069
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(4. 78%)	(7. 53%)	(9. 72%)	(7. 63%)	(4. 62%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			= .=	国民健康保険事業特別会計	38, 389	76, 328	79, 648	69, 984	39, 411
				後期高齢者医療特別会計	2, 070	2, 611	4, 138	2, 336	1, 223
		— #Q	会計等以	老人保健事業特別会計	0	-	-	_	_
			特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	実	計							
	赤								
	質赤字比								
							金不足・剰気		
	率の		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	の算			水道事業会計	149, 967	244, 014	379, 326	_	
	定	١.							
資	定範	法適	宅地造成		_				
金	囲	週	事業以外						
景		企							
資金不足比		業							
率の			宅地造成						
		I	事業						
昇				公共下水道事業特別会計	27, 585	24, 040	14, 471	8, 432	16, 900
算定範囲		1							
囲									
$\overline{}$		法	宅地造成						
会 計 別		非	事業以外						
計		適							
깐		用企							
		業							
		1]						
			字基准式						
			宅地造成 事業						
			宅地造成 事業						
			事業						
			事業	合 計 (2)	489, 378		1, 023, 456	514, 728	320, 181
			事業	標準財政規模	489, 378 5, 670, 345	770, 888 5, 624, 186	1, 023, 456 5, 610, 953	514, 728 5, 683, 472	320, 181 5, 681, 069
			事業連結						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位·千円)

					I		実質収支額	İ	(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	366, 958	402, 883	348, 140		275, 817
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	1, 068	1, 497	1, 872	2, 215	2, 491
負赤		_							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の質		77	A I						
算定									
範			<u> </u>	合 計 (1)	368, 026	404, 380	350, 012	297, 502	278, 308
囲				<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	6, 050, 502	6, 073, 500	6, 101, 750	6, 140, 695	6, 156, 881
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(6. 08%)	(6. 65%)	(5. 73%)	(4. 84%)	(4. 52%)
			女前右(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険事業特別会計	平成22年度	平成23年度 29,199	平成24年度 ▲ 27,673	平成25年度 ▲ 26,752	平成26年度 28,527
				老人保健事業特別会計	142, 700				
		<u>á</u> л	会計等以	後期高齢者医療特別会計	6, 346	7, 649	10, 240	13, 616	13, 812
		外の	(云 i) 守 以)特別会計		,	·	,	,	·
		のう	特別会計 ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結実	会計 計	以外の会						
	実質	P							
	赤								
	字					30	2ATD 1		
	比率		스	計名(公営企業会計)	平成22年度		を 不足・剰 利	下観 平成25年度	平成26年度
	の			水道事業会計	620, 603	584, 818	541, 666	- 13,25 - 18 526, 741	485, 967
	算			下水道事業会計	317, 755	324, 483	304, 882	330, 194	359, 646
資	定範	法	宅地造成						
金	囲	法適用	- 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中						
不		用	7,70,71						
足比		企業							
資金不足比率の		_	宅地造成						
			事業						
算									
算定範囲									
囲									
$\widehat{}$		法	宅地造成						
会 計 別		非	事業以外						
別		適用							
33		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш									
				合 計 (2)	1, 455, 516	1, 350, 529	1, 179, 127	1, 141, 301	1, 166, 260
				<u> </u>	6, 050, 502	6, 073, 500	6, 101, 750	6, 140, 695	6, 156, 881
			· 古 红	実質赤字比率(%)	0, 000, 002	<u> </u>	o, 101, 700 —	o, 1∓o, 030 —	o, 100, 001
				(黒字の比率(%))	(24. 05%)	(22. 23%)	(19. 32%)	(18. 58%)	(18. 94%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	į	(单位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
-				一般会計	122, 167	107, 183	171, 005	184, 512	213, 185
実質				遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	817	755	806	466	743
赤		-		遠賀霊園事業特別会計	3, 129	3, 011	2, 985	4, 035	5, 544
字		般	一般会計	遠賀町給食事業特別会計	106	108	113	101	100
比		会計	等に属す	地域下水道事業特別会計	4, 163	6, 605	5, 674	7, 477	5, 725
率		二二	る特別会 計	遠賀町土地取得会計	ı	2	2	2	2
の管		1 3	PI						
定									
範				合 計 (1)	130, 383	117, 664	180, 585	196, 593	225, 299
囲				標準財政規模	3, 940, 882	3, 954, 185	3, 930, 986	3, 975, 625	3, 972, 233
			宝	質赤字比率(%)	—	—	—	—	-
				(黒字の比率(%))	(3. 30%)	(2. 97%)	(4. 59%)	(4. 94%)	(5. 67%)
		-	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度		平成24年度		平成26年度
				国民健康保険事業特別会計 老人保健特別会計	23, 326	31, 620	53, 347	42, 146	45, 764
		۱	A -1 A4	後期高齢者医療特別会計	7, 186	1, 335	1, 250	1, 635	5, 244
		一般	会計等以 特別会計	及	7, 100	1, 555	1, 230	1, 000	J, 244
			ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計							
	質赤								
	少字								
П	字比					資	【金不足・剰タ	余額	
	率		会	計名 (公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	の質								
	定								
資	算定範囲	一法	宅地造成						
金	囲	適用	事業以外						
足		企							
比		業							
資金不足比率の			宅地造成						
			事業						
算定範囲				農業集落排水事業特別会計	1, 735	3, 881	4, 795	2, 159	3, 614
節				公共下水道事業特別会計	9, 562	10, 186	9, 698	15, 091	15, 044
囲			 .						
$\widehat{}$		法	宅地造成						
会計別		非	事業以外						
別		適用							
(3)		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
		\equiv		A =1 (a)	170 100	104 000	040.075	057.004	004.005
		-		合計(2)	172, 192				294, 965
			<u>></u> ± <u></u> .↓	標準財政規模	3, 940, 882	3, 954, 185	3, 930, 986	3, 975, 625	3, 972, 233
				実質赤字比率(%)	- (4.000)	- (4 46*)	- (0.05**)	- (0. 400)	— (7. 40°°)
				(黒字の比率(%))	(4. 36%)	(4. 16%)	(6. 35%)	(6. 48%)	(7. 42%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(单位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				一般会計	95, 539	123, 468	67, 588	66, 144	65, 340
実質				住宅新築資金等特別会計	325	0	-	-	_
赤		 –							
字		般	一般会計						
此		会	等に属す						
率		計等	る特別会						
の		7	計						
算									
定範					25.004	100 100	07.500	20.444	25.242
井				合 計 (1)	95, 864	123, 468	67, 588	66, 144	65, 340
<u> </u>				標準財政規模	2, 767, 141	2, 705, 600	2, 666, 192	2, 695, 258	2, 652, 989
				質赤字比率(%)		_		_	_
				(黒字の比率(%))	(3. 46%)	(4. 56%)	(2. 53%)	(2. 45%)	(2. 46%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				小竹町国民健康保険特別会計	2, 094	14, 574	15, 043	11, 305	2, 685
				小竹町後期高齢者医療特別会計	330	2, 769	581	333	335
		一般	会計等以	小竹町老人保健特別会計	0	_	_	_	_
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連		係る特別						
	結束	計	以外の会						
	実質	ā							
	赤								
	;字 比								
	比						金不足・剰気		
	率の	-	会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度			平成26年度
				小竹町立病院事業特別会計	▲ 79, 946	▲ 105, 437	▲ 104, 185	▲ 86, 075	▲ 65, 118
	定			小竹町水道事業特別会計	116, 154	124, 670	117, 785	110, 444	111, 668
資	算定範囲	法	宅地造成						
金	囲	適用	事業以外						
무		企							
H.		業							
資金不足比率の		1	宅地造成						
			事業						
算定範囲			1	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
产				小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
押									
		法	宅地造成						
会計別)		丨非	事業以外						
計		適							
冽		用							
		企業							
		**	<u>←</u> 11° 14- −8-						
			宅地造成 事業						
			学术						
Ш		<u> </u>	l						
				合 計 (2)	134, 496				114, 910
				標準財政規模	2, 767, 141	2, 705, 600	2, 666, 192	2, 695, 258	2, 652, 989
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	-	-	_
			((黒字の比率(%))	(4. 86%)	(5. 91%)	(3. 63%)	(3. 79%)	(4. 33%)
	\blacksquare						,-,-		

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	73, 579	117, 066	122, 632	126, 607	48, 610
実				住宅新築資金等特別会計	32	28	19	0	0
質土		_		鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	6	4	4	5	6
赤字		般	一般会計	鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	6	5	4	4	4
比		会	等に属す	鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	0	_	283	10	23, 493
率		計	る特別会	地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計	0	-	-	0	0
の		等	計						
昇									
定範				 合 計 (1)	73, 623	117, 103	122, 942	126, 626	72, 113
囲				<u>□ </u>	4, 472, 846	4, 412, 305	4, 428, 881	4, 439, 707	4, 355, 378
			生		- - - -	- - - -	- - - -	-	
				:貝が子比牛 (70/ (黒字の比率(%))	(1. 64%)	(2. 65%)	(2. 77%)	(2. 85%)	(1. 65%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				国民健康保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計	▲ 57, 904 636	▲ 124, 488	▲ 158, 774 894	▲ 193, 645 742	▲ 145, 519
			A -1 44	老人保健事業特別会計	030	641	894	742	801
			会計等以 特別会計	七八体健事未行加云司	0	_			_
			特別会計						
j	車	業に	係る特別						
糸	洁	会計	以外の会						
3	実	計							
E	質赤								
9	字								
Ŀ	字						【金不足・剰余		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度			平成26年度
	か 算			鞍手町水道事業会計	348, 055	382, 835	422, 215	442, 575	465, 092
7	产			鞍手町病院事業会計	1, 107, 135	1, 369, 315	1, 553, 910	_	_
資金不足比	定節	法適	宅地造成	鞍手町介護老人保健施設事業会計	380, 741	422, 694	466, 966		_
金	囲	週用	事業以外						
足		E 企							
比		業							
率の			宅地造成						
			事業						
算 定 範				鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	298	3, 671	79	89	76
範									
囲									
		法	宅地造成						
会 計 別		非	事業以外						
別		適用							
\odot		企							
		業		鞍手町中山西区用地造成事業特別会計	-	_	0	0	_
			宅地造成						
			事業						
		1							
Ц				스 타 (2)	1 050 504	9 171 771	2 400 222	276 207	303 563
Ц				合計(2) 煙淮財政措進	1, 852, 584 4 472 846		2, 408, 232 4 428 881	376, 387 4 439 707	392, 563 4 355 378
Щ				標準財政規模	1, 852, 584 4, 472, 846		2, 408, 232 4, 428, 881	376, 387 4, 439, 707	392, 563 4, 355, 378
Ц			連結						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	i	(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	203, 181	193, 005	181, 929	212, 652	200, 617
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	97	215	165	600	585
質土		_		土地取得特別会計	0	0	0	0	0
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会						
の		7	計						
算定									
範				合 計 (1)	203, 278	193, 220	182, 094	213, 252	201, 202
囲				□ □ □ \	3, 382, 174	3, 346, 806	3, 276, 876	3, 298, 852	3, 279, 620
			宇	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(6. 01%)	(5. 77%)	(5. 55%)	(6. 46%)	(6. 13%)
				営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
			式可有(公	国民健康保険特別会計	十成22年度 16, 265	平成23年度 11, 264	平成24年度 4,732	平成25年度 ▲ 14,065	平成20年度 ▲ 84,041
				後期高齢者医療特別会計	923	1, 174	1, 468	1, 763	1, 646
		<u>á</u> n	会計等以	老人保健特別会計	57		-	-	-
			特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	赤								
	質赤字比	<u> </u>							
	比率		Δ:	計名(公営企業会計)	平成22年度	質 平成23年度	金不足・剰気	f額 平成25年度	平成26年度
	の		云	計名(公呂正未云計) 水道事業会計	平成22年度 221,702	平成23年度 230,562	平成24年度 257, 680	平成25年度 296, 416	平成20年度 340,859
	算			<u> </u>	221, 702	200, 002	207, 000	230, 410	040, 000
咨	定範	法							
金	郵	法適	宅地造成 事業以外						
不	211	用	于未从作						
資金不足比		企業							
本		*							
率の			宅地造成 事業						
			デホ						
算定範囲									
用									
$\overline{}$		法	宅地造成						
会計別		法非	事業以外						
計 덴		適							
(1)		用企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
				合 計 (2)	442, 225	436, 220	445, 974	497, 366	459, 666
		1	Ĭ						3, 279, 620
				煙進財政規模	3 382 174	3 346 806	ა //n გ/n	J /90 00/	
				標準財政規模 (%)	3, 382, 174 —	3, 346, 806 —	3, 276, 876 —	3, 298, 852 —	3, 279, 020
]			連結	標準財政規模 実質赤字比率(%) (黒字の比率(%))	3, 382, 174 — (13. 07%)	3, 346, 806 — (13. 03%)	(13. 60%)	— (15. 07%)	— (14. 01%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位·千円)

					I		実質収支額	İ	(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
				一般会計	268, 308	237, 603	291, 976	259, 188	308, 794
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	7, 380	6, 804	6, 993	6, 265	7, 458
貝击		_							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の質		77	AI						
算定									
範				合 計 (1)	275, 688	244, 407	298, 969	265, 453	316, 252
囲					7, 726, 213	7, 703, 158	7, 657, 142	7, 749, 256	7, 591, 022
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(3. 56%)	(3. 17%)	(3. 90%)	(3. 42%)	(4. 16%)
		-	女前 右 (公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険事業特別会計	平成22年度 ▲ 12,459	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ▲ 104,082	平成26年度 ▲ 175,481
				老人保健特別会計	12, 439	20, 000	14, 420 –		<u> </u>
		<u>á</u> л	会計等以	後期高齢者医療特別会計	3, 590	9, 581	6, 041	6, 126	7, 133
		外の	特別会計		,	,	,	,	·
		のう	特別会計 ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結実	計	以外の会						
	実質	n i							
	赤								
	字	_				26	金不足・剰労	\ \$ \\	
	比率		스	計名(公営企業会計)	平成22年度		<u> </u>		平成26年度
	の		Д.	水道事業会計	27, 504	83, 621	156, 713	209, 356	294, 384
	算						777,777		
資	定範	法	宅地造成						
金	囲	法適用	事業以外						
不		用	7.010.000						
足比		企業							
資金不足比率の		ˆ	宅地造成						
			七地坦队 事業						
算 定 範 囲				簡易水道事業特別会計	0	_	_	-	_
近				公共下水道事業特別会計	2, 617	3, 607	3, 742	2, 150	1, 376
囲				農業集落排水事業特別会計	1, 124	802	1, 045	1, 277	1, 295
$\widehat{}$		法	宅地造成						
会 計 別		非	事業以外						
뒒		適用							
3		企							
		業		工業用地造成事業特別会計	3, 069	970	404	518	209
			宅地造成						
			事業						
Ш									
				合 計 (2)	301, 133	366, 791	481, 340	380, 798	445, 168
			Ĩ	<u>□ □ □ </u>	7, 726, 213	7, 703, 158	7, 657, 142	7, 749, 256	7, 591, 022
			連結	実質赤字比率(%)	-, 720, 210	-, 730, 100	7, 557, 142	-, 7 70, 200	-
				(黒字の比率(%))	(3. 89%)	(4. 76%)	(6. 28%)	(4. 91%)	(5. 86%)
				(旅) ジルナ (70/ /	(0.03/0/	(T. /U/II)	(U. ZU/II)	(T. J 1/0/	(0.00/0/

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	į	(羊位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	349, 578	249, 581	208, 672	208, 850	117, 392
実									
質土		 -							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			1	合 計 (1)	349, 578	249, 581	208, 672	208, 850	117, 392
进				標準財政規模	1, 809, 696	1, 611, 607	1, 561, 730	1, 539, 185	1, 520, 311
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(19. 31%)	(15. 48%)	(13. 36%)	(13. 56%)	(7. 72%)
			合計タ(小	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			女川11(五	国民健康保険事業	一次22年反	十灰Z3千反 ()	一成24千度	100	一块20千度 243
				後期高齢者医療	389	145	326	360	45
		40	ᇈᄉᆂᆚᄷᅼᇄ	老人保健事業	4, 456	143	- 520		- 4 5
		一形の	会計等以 特別会計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4, 400				
			ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実質	計							
	質								
	赤字								
П	字比					·	金不足・剰ぽ	全額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度		平成24年度		平成26年度
	の								1 10 1 10 2
	算								
沓	定範	法	古事准 件						
金	型 田	適用	宅地造成 事業以外						
不	1211	用	デ 末以71						
足		企							
資金不足比率		業							
楽の		1	宅地造成						
質		_	事業	Andre CO. L. National Miles					
算 定 範		1		簡易水道事業	205	656	473	1, 363	4, 073
範		1							
囲			call # #						
$\widehat{\ }$		法	宅地造成 事業以外						
会計		非	尹未以71						
別		適用							
(i)		m 企							
		業	 						
		1	宅地造成						
		1	事業						
		1							
ш									
				合 計 (2)	354, 628				
				標準財政規模	1, 809, 696	1, 611, 607	1, 561, 730	1, 539, 185	1, 520, 311
				実質赤字比率(%)		_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(19. 59%)	(15. 53%)	(12. 64%)	(13. 68%)	(8.00%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	284, 479	468, 230	391, 718	373, 229	391, 756
実質				土地取得会計	4, 187	4, 188	4, 194	4, 195	4, 194
赤		-							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の質		7	PI						
算定									
範		-	<u> </u>	合 計 (1)	288, 666	472, 418	395, 912	377, 424	395, 950
囲					3, 859, 269	3, 837, 882	3, 775, 197	3, 866, 311	3, 769, 137
			宇	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(7. 47%)	(12. 30%)	(10. 48%)	(9. 76%)	(10. 50%)
		<u> </u>	云訂名(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険特別会計(含直診)	平成22年度 ▲ 123	平成23年度 90,655	平成24年度 72,491	平成25年度 115,895	平成 26年度 97, 303
				老人保健特別会計	0	90, 000	72, 491	110, 895	97, 303
		én	ᄉᆗᄷᇄ	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
		一般	会計等以 特別会計	及	ŭ	Ů	ŭ	- u	Ü
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	美	計							
	貝赤								
	実質赤字比	<u> </u>							
							金不足・剰気		
	率の	<u> </u>	会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	算定範囲								
貧	範	法 適	宅地造成 事業以外						
立不	囲	用用	事業以外						
足		企							
比		業							
資金不足比率の			宅地造成						
			事業						
算定範囲				大刀洗町下水道事業特別会計	1	1	1	0	2, 934
範									
囲		١.,	宁州 华代						
<u> </u>		法 非	宅地造成 事業以外						
会 計		適	ナネタバ						
別		用							
		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
Ш									
			•	合 計 (2)	288, 544	563, 074	468, 404	493, 319	496, 187
				□ □ □ \ 左 ⁄ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	3, 859, 269		3, 775, 197	3, 866, 311	3, 769, 137
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(7. 47%)	(14. 67%)	(12. 40%)	(12. 75%)	(13. 16%)
				(/// / // / / / / / / / / / / / / / / /	(1. 41/0)	(17.07/0/	(12. 70/0/	(12. 10/0)	(10. 10/0/

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	186, 926	172, 533	185, 142	208, 220	176, 344
実質									
赤		-							
字		般	一般会計						
比		会計	等に属す						
率		等	る特別会 計						
の質		"							
定									
範				合 計 (1)	186, 926	172, 533	185, 142	208, 220	176, 344
囲			·	標準財政規模	3, 170, 902	3, 173, 973	3, 103, 984	3, 135, 587	3, 144, 394
			実	質赤字比率(%)	_	-	-	-	_
				(黒字の比率(%))	(5. 89%)	(5. 43%)	(5. 96%)	(6. 64%)	(5. 60%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			<u> ~н ч (А</u>	大木町国民健康保険特別会計	96, 350		→ 及24年度	一成25年度	52,883
				大木町後期高齢者医療特別会計	3, 520	3, 359	5, 024	8, 556	5, 932
		_ #G	会計等以	大木町老人保健特別会計	0	· –	_	, _	· –
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連		係る特別						
	結実	計	・以外の会						
	質	"'							
	赤								
\Box	実質赤字比	\vdash				30	3	<u> </u>	
	卒		ᅀ	十名(公営企業会計)	平成22年度		【金不足・剰余 平成24年度		平成26年度
	かの			大木町水道事業会計	581, 782	656, 493	710, 825	740, 260	771,722
				7.11.471.02 4-20 H	001, 702	333, 133	710, 020	7 10, 200	771, 722
咨	算定範囲	法	ch 1º M ch						
金	甲	適用	宅地造成 事業以外						
不	1211	用	于不久八						
足		企業							
広家		未							
資金不足比率の			宅地造成 事業						
			デ不						
算定範囲									
甲									
$\overline{}$		法	宅地造成						
会 計		非	事業以外						
計		適							
別		用企							
		業							
		1	宅地造成						
			事業						
				A =1 (a)	000 570	007 570	000 001	000 400	1 000 001
		-		合計(2)	868, 578				1, 006, 881
			<u>*</u> 古 4+	標準財政規模	3, 170, 902	3, 173, 973	3, 103, 984	3, 135, 587	3, 144, 394
				実質赤字比率(%)	(07, 00%)	(06, 00%)	(00, 07%)	(00, 00%)	(20, 00%)
				(黒字の比率(%))	(27. 39%)	(26. 38%)	(28. 37%)	(29. 96%)	(32. 02%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	[(单位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
-				一般会計	420, 250	357, 317	387, 413	397, 584	381, 412
実質				住宅新築資金等貸付特別会計	687	123	1, 539	2, 272	369
赤		-		広川防災ダム管理特別会計	297	1, 308	1, 166	1, 237	2, 017
字		般	一般会計	工業団地共同排水処理施設管理特別会計	0	_	-	-	_
比		会計	等に属す						
率		二二	る特別会 計						
の質		"	PI						
定									
範			·	合 計 (1)	421, 234	358, 748	390, 118	401, 093	383, 798
囲				標準財政規模	4, 472, 568	4, 504, 977	4, 478, 274	4, 501, 050	4, 421, 977
			宝	質赤字比率(%)	—	—	—	—	
				<u>ス</u> が 」	(9. 41%)	(7. 96%)	(8. 71%)	(8. 91%)	(8. 67%)
		 	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度			平成25年度	平成26年度
				国民健康保険特別会計 老人保健特別会計	▲ 138, 211 0	▲ 117, 861	▲ 130, 244	▲ 142, 963	▲ 135, 495
			A -1 44	後期高齢者医療特別会計	5, 091	5, 156	5, 266	5, 246	6, 704
			会計等以)特別会計	及	3, 091	3, 130	3, 200	3, 240	0, 704
			ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実	計							
	質								
	赤字								
П	字比					資	【金不足・剰ź	余額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	の			水道事業会計	397, 733	484, 952	575, 994	659, 662	688, 094
	异								
資	算定範囲	法	宅地造成						
金	囲	適	事業以外						
		用企							
資金不足比		業							
率の			宅地造成						
			事業						
算定範囲			1	下水道事業特別会計	37, 384	40, 832	24, 311	24, 057	40, 604
企									
囲									
		法	宅地造成						
会 計		丨非	事業以外						
計別		適							
וויי		用企							
		業							
		1	宅地造成						
			事業						
					_				
		<u> </u>		合 計 (2)	723, 231				983, 705
				標準財政規模	4, 472, 568	4, 504, 977	4, 478, 274	4, 501, 050	4, 421, 977
				実質赤字比率(%)	_	_		_	
				(黒字の比率(%))	(16. 17%)	(17. 13%)	(19. 32%)	(21. 04%)	(22. 24%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位·千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
-				一般会計	333, 776	322, 202	278, 190	307, 449	371, 102
実質				住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
赤		<u> </u>							
字		般	一般会計						
比		会計	等に属す る特別会						
率の		等	計						
算									
定									
範囲			•	合 計 (1)	333, 776	322, 202	278, 190	307, 449	371, 102
<u> </u>				標準財政規模	3, 171, 050	3, 118, 012	3, 092, 045	3, 130, 446	3, 162, 136
				質赤字比率(%) 	<u> </u>			<u> </u>	-
				(黒字の比率(%))	(10. 52%)	(10. 33%)	(8. 99%)	(9. 82%)	(11. 73%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
				国民健康保険事業特別会計	▲ 125, 285	▲ 102, 522	▲ 174, 997	14, 288	▲ 45, 634
				後期高齢者医療特別会計	3, 679	4, 173	4, 392	4, 703	4, 502
			会計等以	老人保健特別会計	0	_	_	_	_
		外の	特別会計 ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計							
	質土								
	実質赤字比								
							【金不足・剰タ		
	率		会	計名 (公営企業会計)		平成23年度			平成26年度
	の質			水道事業会計	378, 860		379, 800	372, 710	350, 262
	定	١		工業用水道事業会計	64, 213	59, 101	54, 068	49, 120	44, 336
貧	算定範囲	法適	宅地造成						
4	进	ᄱ							
金不		用	事業以外						
金不足		用企	事業以外						
金不足比		用企業							
金不足比率の		企	宅地造成						
不足比率の		企		は、エボールのT田市業等+PIA へこ					
不足比率の		企	宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の		企	宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
金不足比率の算定範囲(企業	宅地造成 事業	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(企業 法	宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適	宅地造成 事業 宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用	宅地造成 字 準 造成 字 準 以外	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅地 造成 成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅地造成 字 準 造成 字 準 以外	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事						0
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2)	655, 243	653, 795	541, 453	748, 270	724, 568
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2) 標準財政規模		653, 795			724, 568 3, 162, 136
不足比率の算定範囲(会計		企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2)	655, 243	653, 795	541, 453	748, 270	

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					1		実質収支額	ī	(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
				一般会計	311, 783	344, 396	106, 788		130, 305
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	128	179	254	168	85
質		_		バス事業特別会計	303	425	451	238	227
赤字		般	一般会計						
字比		会 計	等に属す						
率		計	る特別会						
の		7	計						
算完									
定範				<u></u> 合 計 (1)	312, 214	345, 000	107, 493	126, 882	130, 617
囲				□ 計 <u>(</u>	4, 131, 938	3, 987, 462	3, 819, 444	3, 776, 836	3, 758, 137
			中	<u>操手所以风快</u> 質赤字比率(%)	4, 131, 930	<u>5, 967, 402</u>	<u> </u>	<u>3, 770, 830</u>	<u> </u>
				·貝亦宁ユ宁(70) (黒字の比率(%))	(7. 55%)	(8. 65%)	(2. 81%)	(3. 35%)	(3. 47%)
ļ			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ļ				国民健康保険事業勘定特別会計 後期高齢者医療事業特別会計	97, 182 1, 833	158, 964 1, 498	60, 447 1, 295	<u>▲ 35, 411</u> 909	<u>▲ 116, 502</u> 1, 456
			A = 1 A4	老人保健特別会計	1, 833	1, 498	1, 295	909	1, 456
			:会計等以 特別会計	七八休姓付加云 司	0	_	_		_
		から	付別会計						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計							
	質赤								
	字								
	比						【金不足・剰タ		
	率の		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	算			水道事業会計	303, 332	328, 372	357, 157	380, 340	398, 628
:/2	定範								
負	範	法	宅地造成						
不	囲	法適用	事業以外						
足		企							
比		業							
資金不足比率の			宅地造成						
			事業						
算定範囲		I							
範囲									
西		注	宅地造成						
会		法非	事業以外						
会計別		適							
別		適用企							
		企業							
		*	cts 1.16 v# -#						
			宅地造成 事業						
			デ 木						
ш		<u> </u>							
ļ				合 計 (2)	714, 561	833, 834		472, 720	414, 199
ļ				標準財政規模	4, 131, 938	3, 987, 462	3, 819, 444	3, 776, 836	3, 758, 137
ļ				実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(17. 29%)	(20. 91%)	(13. 78%)	(12. 51%)	(11. 02%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	374, 763	431, 464	439, 641	443, 339	569, 705
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	20, 514	16, 408	24, 657	34, 390	42, 992
質赤		_		学校給食センター事業特別会計	30	198	1, 274	3, 697	697
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		77	A I						
算定									
範				合 計 (1)	395, 307	448, 070	465, 572	481, 426	613, 394
囲				<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	2, 704, 736	2, 668, 110	2, 622, 631	2, 653, 791	2, 650, 885
			実	質赤字比率(%)	_		_		_
				(黒字の比率(%))	(14. 61%)	(16. 79%)	(17. 75%)	(18. 14%)	(23. 13%)
				営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
			女川石(公	国民健康保険事業勘定特別会計	平成22年度 ▲ 137,305	平成23年度 ▲ 76,264	平成24年度 ▲ 115,113	平成23年度 ▲ 110,117	平成20年度 ▲ 151,212
				老人保健特別会計	0	- 70, 201		-	-
		<u>\$</u> 0	会計等以	後期高齢者医療事業特別会計	950	874	1, 220	1, 317	1, 359
			特別会計				,	,	
		のう	ち公営企						
	連		係る特別						
	結束		以外の会						
		計							
	赤								
	質赤字比				<u>. </u>		7.4.7.0. 51.4	- +-=	
	比率		△	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	【金不足・剰気	F額 平成25年度	平成26年度
	中の			上水道事業特別会計	404, 658	422,926	450,608	476, 837	492, 363
						122, 020		170,007	
	算					151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
	算	法	宁州 华代	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	149, 016	151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
	算定範	法適	宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
	算	用	宅地造成 事業以外			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
	算定範	用企				151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比	算定範	用	事業以外			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の	算定範	用企	事業以外 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の	算定範	用企	事業以外			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の	算定範	用企	事業以外 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比	算定範	用企	事業以外 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業法	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非	事業以外 宅地造成 事業			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の	算定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 地造以外			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適用企	事業 地業 地業 地域 成外 成			151, 710	123, 008	101, 952	43, 688
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	149, 016				
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	町立緑ヶ丘病院事業特別会計 一	812, 626	947, 316	925, 295	951, 415	999, 592
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	町立緑ヶ丘病院事業特別会計 一 合 計 (2) 標準財政規模	149, 016	947, 316			
資金不足比率の算定範囲(算定範	用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 电	町立緑ヶ丘病院事業特別会計 一	812, 626	947, 316	925, 295	951, 415	999, 592

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位·千円)

					1		実質収支額	i	(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度			平成26年度
				 一般会計	1,206,191	1,352,538	1, 292, 143	1, 294, 695	1, 261, 728
実				学校給食センター特別会計	1 , 200, 191 ▲ 4, 577	1 , 332, 338 △ 5, 174	1 , 292, 143 ▲ 4, 758	1 , 294, 093 ▲ 4, 832	1 , 201, 728 ▲ 4, 851
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 617, 607	▲ 604, 536	▲ 593, 775	▲ 581, 862	▲ 570, 619
赤字		般	一般会計	12 0 初来只要可要打手来的别名的	2 017, 007	■ 004, 000	2 030, 770	2 001, 002	2 070, 013
子比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
かの		等	計						
算定									
範			1	合 計 (1)	584, 007	742, 828	693, 610	708, 001	686, 258
囲				標準財政規模	5, 143, 325	4, 901, 899	4, 704, 577	4, 653, 204	4, 648, 657
			実	質赤字比率(%)	_	_	1	_	_
			((黒字の比率(%))	(11. 35%)	(15. 15%)	(14. 74%)	(15. 21%)	(14. 76%)
			全計夕(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			女川石(五	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 767,966	一 成23平度 ▲ 715, 339	▲ 673, 435	一成23千度	一次20千度
				後期高齢者医療特別会計	2, 710	2, 935	3, 046	2, 622	2, 684
		_ 60	会計等以	老人保健医療特別会計	0	-	-		
		外の	(云司 守以)特別会計	SV VIII CEMITINE					
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実質	計							
	貝赤								
	字								
	比						[金不足・剰余		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	の管			水道事業会計	60, 449	50, 843	82, 414	71, 496	65, 212
	算完			病院事業会計	194, 402	_	-	_	_
資	定範	法	宅地造成						
金	囲	法適用	事業以外						
小品		用							
比		業							
資金不足比率の		~	宅地造成						
			事業						
算定範囲									
正									
田田									
$\overline{}$		法	宅地造成						
会 計 別		非	事業以外						
計		適							
別		用							
		企業							
		*							
			宅地造成						
			事業						
Ш		<u> </u>	<u> </u>						
			1	合 計 (2)	73, 602	81, 267	105, 635	80, 355	86, 017
				標準財政規模	5, 143, 325	4, 901, 899	4, 704, 577	4, 653, 204	4, 648, 657
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(1. 43%)	(1. 65%)	(2. 24%)	(1. 72%)	(1.85%)
					(\ J J 0/	\ 1/0/		(50/0/

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				一般会計	558, 020		608, 345	590, 273	444, 857
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	43, 694	14, 373	23, 308	_	_
質赤		 							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		77	A I						
算定									
範		-		合 計 (1)	601, 714	625, 908	631, 653	590, 273	444, 857
囲				標準財政規模	2, 126, 949	2, 138, 193	2, 164, 531	2, 267, 020	2, 249, 770
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	
				(黒字の比率(%))	(28. 29%)	(29. 27%)	(29. 18%)	(26. 03%)	(19. 77%)
				営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			女川石(公	国民健康保険事業	平成22年度 ▲ 130, 155	平成23年度 ▲ 102,802	平成24年度 ▲ 89,560	平成25年度 ▲ 91,297	平成20年度 ▲ 104,401
				老人保健事業	309	-	- 00,000	-	-
		<u>á</u> g	会計等以	後期高齢者医療事業	3, 309	790	3, 045	3, 021	2, 709
			外の特別会計 のうち公営企				,		,
		のう							
	連	業に	係る特別						
	結実	会計	以外の会						
	質	PI							
	赤								
	質赤字比					26	金不足・剰気	_ **	
	 率	会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度	
	の			水道事業会計	110, 818	92, 009	77, 215	93, 310	46, 188
	算				,	,	,	,	,
資	定範	法	宅地造成						
金	囲	法適	事業以外						
不		用企							
資金不足比		業							
率の			企 集						
			字协造成						
			宅地造成 事業						
			宅地造成 事業						
の算定範囲									
算定範囲(法	事業 宅地造成						
算定範囲(法非法	事業						
算定範囲(適	事業 宅地造成						
		適用企	事業 宅地造成						
算定範囲(適	事業 宅地造成						
算定範囲(適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成						
算定範囲(適用企	宅地造成事業以外						
算定範囲(適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成						
算定範囲(適用企	事業 宅地造成外 宅地造成 宅地造成	수 計 (2)	585 995	615 905	622 353	595. 307	389 353
算定範囲(適用企	事業 宅地造成外 宅地造成 宅地造成	合 計 (2) 標準財政規模	585, 995 2, 126, 949		622, 353 2, 164, 531	595, 307 2, 267, 020	389, 353 2, 249, 770
算定範囲(適用企	事業 宅地造成成外 宅地造成 事業	標準財政規模					
算定範囲(適用企	事業 宅地造成成外 宅事業 地集						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	į	(单位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
-				一般会計	88, 830		72, 439	76, 136	73, 878
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 49, 496	▲ 43, 855	▲ 41, 137	▲ 37, 766	▲ 35, 101
赤		l —							
字		般	一般会計						
比		会計	等に属す						
率			る特別会 計						
の質		"	"'						
定									
範				合 計 (1)	39, 334	35, 879	31, 302	38, 370	38, 777
囲				標準財政規模	1, 461, 990	1, 424, 102	1, 381, 869	1, 391, 447	1, 401, 570
			実	質赤字比率(%)	_	_	_		_
				(黒字の比率(%))	(2. 69%)	(2. 51%)	(2. 26%)	(2. 75%)	(2. 76%)
		H		営事業会計:除く公営企業)	平成22年度		平成24年度		平成26年度
			太可有(公	国民健康保険特別会計 国民健康保険特別会計	平成22年度 190	平成23年度 6,043	平成24年度 20	平 队 ∠3年度 ()	十八∠0千尺
				老人保健特別会計	0	- 0, 043			
	-	<u>6</u> n	会計等以	後期高齢者特別会計	140	49	103	136	123
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	赤								
_	字比								
	比率	-	Δ:	1.5 (八兴人娄人1)	ᇴᆥᅁᄼᇠ		金不足・剰労		ᄑᆥᅂᄼᇠ
	の	-	云	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	算								
次	定範囲	<u>;</u> ±							
資金不足比	範	適	法宅地造成						
不	<u> </u>	用	事業以外						
足		企							
比索		業							
率の			宅地造成						
		<u> </u>	事業	第日北洋柱則 為計	0.774	0.505	0.400	0.010	0.457
算定範囲				簡易水道特別会計	3, 774	3, 595	3, 403	3, 219	3, 457
範									
四		法	宅地造成						
会		非	事業以外						
会計別		適							
別		用							
		企業							
		**							
			宅地造成 事業						
			尹未						
Ш		<u> </u>]						
				合 計 (2)	43, 438				42, 357
				標準財政規模	1, 461, 990	1, 424, 102	1, 381, 869	1, 391, 447	1, 401, 570
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(2. 97%)	(3. 19%)	(2. 52%)	(2. 99%)	(3. 02%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	1, 213, 687	1, 277, 628	985, 741	1, 079, 673	1, 286, 360
実				住宅新築資金貸付事業特別会計	30, 803	52, 395	24, 703	18, 423	21, 833
質赤		 –							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会 計						
の		7	AT						
算定									
範			<u> </u>	合 計 (1)	1, 244, 490	1, 330, 023	1, 010, 444	1, 098, 096	1, 308, 193
囲		-		□ □ □	7, 864, 379	7, 646, 418	7, 556, 285	7, 623, 641	7, 544, 567
			宝	質赤字比率(%)	7, 004, 073	7, 040, 410	7, 000, 200	7, 020, 041	- 1, 044, 007
				(黒字の比率(%))	(15. 82%)	(17. 39%)	(13. 37%)	(14. 40%)	(17. 33%)
		<u> </u>	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
				国民健康保険特別会計	▲ 754, 601	▲ 815, 068 7, 257	▲ 983, 501	1,074,540	▲ 1, 292, 201
		l		後期高齢者医療特別会計 老人保健特別会計	3, 873 3, 557	1, 251	2, 864	2, 577	2, 515
			会計等以	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 272, 026	<u>→</u> 296, 076	<u>→</u> 333, 879	<u> </u>	<u>−</u> 433, 019
		かい	トの特別会計)うち公営企	国 C E D C D C D C D C D C D C D C D C D C	A 272, 020	290, 070	A 333, 879	A 370, 464	433, 019
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計							
	質								
	亦								
П	実質赤字比					4	金不足・剰気	· 額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度			平成26年度
	の			水道事業会計	469, 675	467, 633	461, 213	461, 951	426, 291
	算定範囲								
資	節	法	宅地造成						
金	囲	適	事業以外						
小品		用企							
比		業							
資金不足比率の		~	宅地造成						
			七地坦队 事業						
算定範囲									
正統									
用									
$\overline{}$		法	宅地造成						
会 計		非	事業以外						
計		適							
別		用企							
		業							
		^	宅地造成						
			七吧垣队 事業						
				合 計 (2)	694, 968			117, 600	11, 779
				標準財政規模	7, 864, 379	7, 646, 418	7, 556, 285	7, 623, 641	7, 544, 567
				実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(8. 83%)	(9. 07%)	(2. 07%)	(1. 54%)	(0. 15%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					(単位:千円) 実質収支額					
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度	
				一般会計	1, 847, 122	1, 375, 413	589, 491	515, 340	472, 324	
実				土地区画整理事業特別会計	31, 077	0	744	0	0	
質土		_		住宅新築資金等特別会計	0	1, 082	1, 172	1, 473	1, 242	
赤字		般	一般会計	京都郡公平委員会特別会計	52	83	125	154	192	
比		会	等に属す							
率		計等	る特別会							
の		7	計							
算定										
範				合 計 (1)	1, 878, 251	1, 376, 578	591, 532	516, 967	473, 758	
囲				□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	8, 500, 556	8, 120, 291	8, 039, 260	8, 613, 540	8, 170, 755	
			生	<u></u>	-	—	-	-	-	
				(黒字の比率(%))	(22. 09%)	(16. 95%)	(7. 35%)	(6. 00%)	(5. 79%)	
		-	云訂名(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険特別会計	平成22年度 55, 236	平成23年度 ▲ 36,048	平成24年度 ▲ 80,108	平成25年度 ▲ 71,941	平成26年度 ▲ 243,896	
		1		老人保健特別会計	22			1 71, 941	24 3, 090	
		én	ᄉᆋᄷᇄ	後期高齢者医療特別会計	3, 259	6, 853	8, 795	2, 975	9, 990	
			会計等以 特別会計	介護保険特別会計	42, 234	39, 340	44, 573	2, 961	41, 892	
			のうち公営企	介護保険特別会計(介護サービス)	2, 755	2, 406	4, 440	5, 071	0	
	連	業に	係る特別				,	,		
	結		以外の会							
	実	計								
	赤									
_	質赤字比									
			Α =				金不足・剰気		_ bas	
	率の		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度 1,155,998		平成26年度	
	算			水道事業 下水道事業	1, 296, 360 200, 419	1, 255, 794 191, 896	163, 740	1, 198, 704 231, 949	1, 159, 089 253, 069	
				「小坦尹木	200, 419	191, 090	103, 740	231, 949	255, 009	
次	定	2+								
資全	定範	法適	宅地造成							
資金不	定範囲	法適用	宅地造成 事業以外							
資金不足	定範	用企								
資金不足比古	定範	用	事業以外							
資金不足比率の	定範	用企	事業以外 宅地造成							
率 の	定範	用企	事業以外							
率 の	定範	用企	事業以外 宅地造成							
率 の	定範	用企	事業以外 宅地造成							
資金不足比率の算定範囲の	定範	用企業	事業以外 宅地造成 事業							
率の算定範囲(定範	用企業法	事業以外 宅地造成							
率の算定範囲(定範	用企業法非適	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成							
率 の	定範	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成							
率の算定範囲(定範	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成							
率の算定範囲(定範	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	臨空産業団地開発事業	634, 030	226, 932	568, 975	338, 713	235, 954	
率の算定範囲(定範	用企業法非適用企	事業 地業 地業 地域 成外 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	臨空産業団地開発事業	634, 030	226, 932	568, 975	338, 713	235, 954	
率の算定範囲(定範	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	臨空産業団地開発事業	634, 030	226, 932	568, 975	338, 713	235, 954	
率の算定範囲(定範	用企業法非適用企	事業 地業 地業 地域 成外 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成							
率の算定範囲(定範	用企業法非適用企	事業 地業 地業 地業 地業	合 計 (2)	4, 112, 566	3, 063, 751	2, 457, 945	2, 225, 399	1, 929, 856	
率の算定範囲(定範	用企業法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2) 標準財政規模		3, 063, 751				
率の算定範囲(定範	用企業法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2)	4, 112, 566	3, 063, 751	2, 457, 945	2, 225, 399	1, 929, 856	

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(单位:十円)
				会計 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				一般会計	933, 099	1, 028, 908	903, 914	874, 145	926, 580
実				住宅新築資金等事業特別会計	167 , 540	▲ 162, 115	157 , 217	151, 134	145 , 043
質土		 _		土地取得特別会計	764	764	764	764	764
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範				合 計 (1)	766, 323	867, 557	747, 461	723, 775	782, 301
囲				標準財政規模	7, 147, 077	6, 957, 035	6, 860, 492	6, 918, 789	6, 813, 990
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(10. 72%)	(12. 47%)	(10. 89%)	(10. 46%)	(11. 48%)
			△計夂(小	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度		平成24年度		平成26年度
			女川石(公	国民健康保険事業特別会計	千成22年度 67,619	平成23年度 68,779	平成24年度 71, 190	平成25年度 72, 163	平成20年度 100, 514
				老人保健事業特別会計	07, 019	- 00, 779	71, 130	72, 103	100, 314
		40	ᇈᄉᆂᆚᄷᄼᇄ	後期高齢者医療特別会計	1, 952	3, 174	3, 722	2, 811	3, 255
			会計等以 特別会計	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	32	110	9, 677	14, 946	32, 715
			ち公営企	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	966	3, 311	4, 973	6, 231	4, 133
	連	業に	係る特別		000	0,011	1, 070	0, 201	1, 100
	結		以外の会						
	実	計							
	質								
	赤								
П	字比				i	- 22	金不足・剰気	全有	
	比率	会計名(公営企業会計)			平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
	の			水道事業特別会計	440. 875	472, 435	525, 031	579, 028	595, 809
	算定範囲				ŕ		,	,	,
咨	定	法							
金	配	適	宅地造成 事業以外						
不	<u> </u>	用	争未以7						
足		企							
比		業							
資金不足比率の			宅地造成						
			事業						
算定範囲]	農業集落排水事業特別会計	791	879	86	271	382
範				公共下水道事業特別会計	340	1, 158	3, 691	707	68
囲									
$\hat{}$		法	宅地造成						
会 計		非	事業以外						
別		適							
(J)		用企							
		業	-						
		1	CD NP AF H						
			宅地造成 事業						
			デ末						
Ш		<u> </u>	I.						
			1	合 計 (2)	1, 278, 898	1, 417, 403	1, 365, 831	1, 399, 932	1, 519, 177
				標準財政規模	7, 147, 077		6, 860, 492	6, 918, 789	6, 813, 990
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(17. 89%)	(20. 37%)	(19. 90%)	(20. 23%)	(22. 29%)
				//// / /// /	(17.00/0/	(20.01/0)	(10.00/0/	(20. 20/0)	\LL. LV /0/

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額	i	(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	234, 398	187, 351	59, 134	273, 371	166, 605
実				奨学金特別会計	1, 088	6, 512	5, 590	5, 253	5, 097
質土		I —							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会						
の		77	計						
算定									
範		-		合 計 (1)	235, 486	193, 863	64, 724	278, 624	171, 702
囲				□ □ □ \	1, 973, 535	1, 974, 458	1, 954, 528	1, 985, 827	1, 991, 524
			宴	質赤字比率(%)			_	_	_
				(黒字の比率(%))	(11. 93%)	(9. 81%)	(3. 31%)	(14. 03%)	(8. 62%)
				営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
ļ		\vdash	式可有(公	国民健康保険特別会計	平成22年度 66,657	平成23年度 92, 455	平成24年度 55, 240	平成23年度 60,953	平成20年度 63,064
ļ				老人保健特別会計	00, 037	JZ, 1 00 -	- 00, Z 4 0		- 00, 004
ļ		<u>á</u> n	会計等以	後期高齢者医療特別会計	2, 028	2, 104	2, 707	2, 193	2, 570
ļ		外の	の特別会計		,		,	,	,
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	赤								
_	質赤字比	<u> </u>				•			
	比率	-	Δ=	計名(公営企業会計)	平成22年度		金不足・剰気		ᄑᆄᅆᄼᆓ
	の	-	三 云 :	計名(公呂正未云計) 水道事業会計	120,641	平成23年度	平成2 4年度 173,044	平成25年度 185,662	平成26年度 155,472
	算			八旦事未公 日	120, 041	147, 131	170, 044	100, 002	100, 472
咨	定範	法							
金	車	法適	宅地造成 事業以外						
不	<u> </u>	用	学术以7 7						
資金不足比		企業							
比索		果							
率の			宅地造成 事業						
		\vdash	争未	公共下水道事業特別会計	18, 213	15, 138	9, 959	9, 690	9, 960
算定範囲				ロハールルデ末行が云川	10, 213	10, 100	9, 909	9, 090	9, 900
电田									
		法	宅地造成						
会		非	事業以外						
会計別		適							
冽		用企							
		企							
		~	宅地造成						
			七吧坦 <u>队</u> 事業						
			~						
ш.									
			1	合 計 (2)	443, 025		305, 674		402, 768
į					1 070 F0F	1 07/ /50	1 05/ 520	1, 985, 827	1, 991, 524
				標準財政規模	1, 973, 535	1, 974, 458	1, 954, 528	1, 900, 027	1, 991, 024
				標準財政規模 実質赤字比率 (%) (黒字の比率 (%))	(22. 44%)	— (22. 82%)	— (15. 63%)	— (27. 04%)	— (20. 22%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

59 上毛町

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

									(単位:千円)
				A =1 =			実質収支額		
			1	会計名	平成22年度			平成25年度	平成26年度
実				一般会計	282, 302	347, 093	313, 834	300, 458	387, 951
質				奨学資金特別会計	4, 094	5, 832	3, 687	2, 942	▲ 96, 074
赤		 -		住宅新築資金等特別会計	455	398	726	998	2, 587
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		註	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			,	合 計 (1)	286, 851	353, 323	318, 247	304, 398	294, 464
囲				標準財政規模	3, 774, 025	3, 658, 187	3, 567, 911	3, 581, 633	3, 366, 714
			実	質赤字比率(%)	_	_		_	_
				(黒字の比率(%))	(7. 60%)	(9. 65%)	(8. 91%)	(8. 49%)	(8. 74%)
		=							
		<u> </u>	云訂石(公	営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
		1		国民健康保険特別会計	40, 565	76, 850	62, 624	59, 917	27, 091
		1		老人保健特別会計	652	- 0.010	1 000		- -
		一般	会計等以	後期高齢者医療特別会計	2, 771	2, 616	1, 826	3, 565	5, 429
			特別会計	国民健康保険直営診療所特別会計	2, 177	_	_	_	_
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	夫	計							
	結実質赤								
	字								
П	比					資	金不足・剰気	R 額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	の								
	0,5								
	算								
咨	算	法	challe V# c#						
資金	算	法適	宅地造成						
資金不	9 算定範囲	適用	宅地造成 事業以外						
資金不足	算	通用企							
資金不足比·	算	適用							
資金不足比率(算	通用企	事業以外 宅地造成						
の	算	通用企	事業以外						
の	算	通用企	事業以外 宅地造成	農業集落排水事業特別会計	953	1, 103	858	1, 022	748
の	算	通用企	事業以外 宅地造成	農業集落排水事業特別会計簡易水道事業特別会計	953 1, 233	1, 103 1, 193	858 941	1, 022 1, 168	748 1, 284
の	算	通用企	事業以外 宅地造成						
の算定範囲(算	適用企業	事業以外 宅地造成						
の算定範囲(算	適用企業 法	宅地造成事業						
の算定範囲(算	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 主地造成 定地造成						
の	算	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 主地造成 定地造成						
の算定範囲(算	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 主地造成 定地造成						
の算定範囲(算	適用企業 法	事業以外 宅地造成 主地造成 定地造成						
の算定範囲(算	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 主地造成 定地造成						
の算定範囲(算	適用企業 法非	事業以外 宅地業 宅地業 地造以 が成成 が が が が が は り り り り り り り り り り り り り り						
の算定範囲(算	適用企業 法非	事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成 成 成 外 成 成 成 外 成 成 か 成 か の 成 か の 成 か の か の か の か の か の						
の算定範囲(算	適用企業 法非	事	簡易水道事業特別会計	1, 233	1, 193	941	1, 168	1, 284
の算定範囲(算	適用企業 法非	事	簡易水道事業特別会計	1, 233	1, 193	384, 496	1, 168	329, 016
の算定範囲(算	適用企業 法非	事	簡易水道事業特別会計 合 計 (2) 標準財政規模	1, 233	1, 193	941	1, 168	1, 284
の算定範囲(算	適用企業 法非	事業 电	商易水道事業特別会計 合 計 (2) 標準財政規模 実質赤字比率 (%)	335, 202 3, 774, 025	1, 193 435, 085 3, 658, 187	384, 496 3, 567, 911	370, 070 3, 581, 633	329, 016 3, 366, 714
の算定範囲(算	適用企業 法非	事業 电	簡易水道事業特別会計 合 計 (2) 標準財政規模	1, 233	1, 193	384, 496	1, 168	1, 284

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	1, 410, 621	1, 451, 575		1, 452, 648	1, 628, 394
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 340, 830	▲ 310, 228	▲ 295, 199	▲ 282, 915	▲ 273, 886
質赤		 _		奨学金貸付事業特別会計	4, 245	5, 479	3, 674	2, 403	1, 131
字		般	一般会計	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	23	29	29	29	0
比		会	等に属す	霊園事業特別会計	223	0	728	764	142
率		計等	る特別会						
の		7	計						
算定									
範				 合 計 (1)	1, 074, 282	1, 146, 855	886, 827	1, 172, 929	1, 355, 781
囲				□ □ □ \	6, 325, 042	6, 134, 907	6, 019, 795	6, 037, 096	5, 918, 295
			事	質赤字比率(%)	— —	—	—	-	-
				(黒字の比率(%))	(16. 98%)	(18. 69%)	(14. 73%)	(19. 42%)	(22. 90%)
					•				
		-	女前右(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険特別会計	平成22年度	平成23年度 ▲ 50,646	平成24年度 ▲ 155,756	平成25年度 ▲ 83,634	平成 26年度 ▲ 105,305
				老人保健特別会計	7, 440				
		<u>6</u> 0	会計等以	後期高齢者医療特別会計	4, 198	4, 721	6, 200	8, 995	11, 847
			:云司 守以 特別会計	EXMINER ELEMANTIAN EL	.,	., /=:	0, 200	3, 555	11, 017
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	赤								
_	質赤字比	<u> </u>			<u></u>				
			Λ.=		T-*00		金不足・剰気		- * o o
	率の		一	計名(公営企業会計) 水道事業会計	平成22年度 127,057	平成23年度 127, 385	平成2 4 年度 150, 395	平成25年度 158,315	平成26年度 190,714
	算			<u> </u>	127, 037	127, 360	150, 595	100, 310	190, 714
次	定範	<u>.</u>							
具	範	法適	宅地造成						
金		1 1問							
金不	囲	用	事業以外						
金不足	进	用企							
資金不足比率	进	用	事業以外						
金不足比率の	进	用企	事業以外 宅地造成						
率 の	井	用企	事業以外	節旦水洋車器林即今到	0 200	6 050	6 420	7 027	14 670
率 の	囲	用企	事業以外 宅地造成	簡易水道事業特別会計特定環境保全公共下水道事業特別会計	8, 326 13, 138	6, 856 14, 858	6, 439	7, 027	14, 679 6 253
率 の	囲	用企	事業以外 宅地造成	特定環境保全公共下水道事業特別会計	13, 138	14, 858	10, 300	8, 797	6, 253
率の算定範囲	进	用企業	事業以外 宅地造成 事業	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	13, 138 16, 628	14, 858 15, 312	10, 300 11, 863	8, 797 12, 935	6, 253 7, 604
率の算定範囲	进	用企業 法	事業以外 宅地造成	特定環境保全公共下水道事業特別会計	13, 138	14, 858 15, 312	10, 300	8, 797 12, 935	6, 253
率の算定範囲	进	用企業 法非谪	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	13, 138 16, 628	14, 858 15, 312	10, 300 11, 863	8, 797 12, 935	6, 253 7, 604
率 の	进	用企業 法非谪	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	13, 138 16, 628	14, 858 15, 312	10, 300 11, 863	8, 797 12, 935	6, 253 7, 604
率の算定範囲	进	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	13, 138 16, 628	14, 858 15, 312	10, 300 11, 863	8, 797 12, 935	6, 253 7, 604
率の算定範囲	进	用企業 法非谪	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	13, 138 16, 628	14, 858 15, 312	10, 300 11, 863	8, 797 12, 935	6, 253 7, 604
率の算定範囲	囲	用企業法非適用企	事業以外 成 定事 电地类 近级外 成成 成外 成成 成外	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	13, 138 16, 628	14, 858 15, 312	10, 300 11, 863	8, 797 12, 935	6, 253 7, 604
率の算定範囲	囲	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	13, 138 16, 628	14, 858 15, 312	10, 300 11, 863	8, 797 12, 935	6, 253 7, 604
率の算定範囲	囲	用企業法非適用企	事業	特定環境保全公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	13, 138 16, 628 3, 858	14, 858 15, 312 16, 681	10, 300 11, 863 13, 944	8, 797 12, 935 4, 355	6, 253 7, 604 5, 124
率の算定範囲	囲	用企業法非適用企	事業	特定環境保全公共下水道事業特別会計農業集落排水事業特別会計公共下水道事業特別会計	13, 138 16, 628 3, 858	14, 858 15, 312 16, 681	10, 300 11, 863 13, 944	8, 797 12, 935 4, 355 1, 289, 719	6, 253 7, 604 5, 124
率の算定範囲	囲	用企業法非適用企	事業 2字事 2字事 2字事 2字事 2字事 2字事 2字事 2字事 2字事 2字事	特定環境保全公共下水道事業特別会計農業集落排水事業特別会計公共下水道事業特別会計 合計(2) 標準財政規模	13, 138 16, 628 3, 858	14, 858 15, 312 16, 681	10, 300 11, 863 13, 944	8, 797 12, 935 4, 355	6, 253 7, 604 5, 124
率の算定範囲	囲	用企業法非適用企	事業 2字 2字 2字 2字 2字 2字 2字 2字 2字 2字 2字 2字 2字	特定環境保全公共下水道事業特別会計農業集落排水事業特別会計公共下水道事業特別会計	13, 138 16, 628 3, 858	14, 858 15, 312 16, 681	10, 300 11, 863 13, 944	8, 797 12, 935 4, 355 1, 289, 719	6, 253 7, 604 5, 124

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)